

和光市アーバンアクア公園指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 和光市立公園条例（昭和44年条例第16号）第22条に規定する市立公園の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）を公平かつ適正に選定するため、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第17号）第10条の規定により読み替えて適用する同規則第4条の規定に基づき、和光市アーバンアクア公園指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもってこれに充て、和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

- (1) 教育部長
- (2) 企画部長
- (3) 都市整備部長
- (4) スポーツに関し専門的な知識経験を有する者
- (5) 経営等に関し専門的な知識経験を有する者

3 委員会に委員長を置き、教育部長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第2項に規定する任命又は委嘱をした日から教育委員会が和光市アーバンアクア公園の指定管理者を指定した日までとする。

(選定)

第5条 委員会は、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第16号）第13条の規定により読み替えて適用する同条例第4条第1項各号に定める選定基準に基づき、公平かつ公正な選定を行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ青少年課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。